

安全配慮義務高度化に対応した教員養成・教員研修用教材およびプログラムの開発

—重大事態調査懈怠 国家賠償請求事件判決をもとに

新福 悦郎¹

Development of teaching materials and programs for teacher training and teacher education in response to the heightened duty of care for safety – Based on the ruling of a case involving national compensation claims due to failure to investigate serious incidents.

Etsuro SHIMPUKU¹

Department of Human Education, Faculty of Human Studies, Ishinomaki Senshu University, Miyagi 986-8580, Japan

1. はじめに

いじめ防止対策推進法は2013年6月28日に公布され、すでに10年以上を経ている。いじめ問題に対応した法制化によって、はたしていじめは学校で抑止・防止されるようになってきたのか。2024年度の文部科学省の調査「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、「小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数は約76万9千件と過去最高となった」と報告されている。この数字は、教師によるいじめ認知が高まったためとも言えるが、日本における学校教育の大きな課題がいじめであることに変わりがないことも示している。

いじめ防止対策推進法以来、学校や教育行政はその法にしたがってこれまで対応してきた。各自治体では、いじめ防止対策の条例を策定し、いじめ重大事態に対応した調査委員会についても準備し、事案への対応を行ってきた。

しかし、いじめ防止対策推進法に規定された重大事態への調査のとらえ方は、学校や教師においても共通認識が共有されてきたのだろうか。

いじめ防止対策推進法において、重大事態調査について規定されているのは、第5章「重大事態への対処」である。

第28条1項では、「学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以

下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」と規定されている。

文部科学省は、2017年に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を出し、各学校や教育委員会、自治体において実施される重大事態調査のためのガイドラインを明示した。しかし、学校・教師、教育委員会の対応においてはさまざまな課題があった¹。そのため、文部科学省は、2024年8月に上記のガイドラインを改定²し、重大事態調査への学校や関係者の対応をより明確化することとなった。ガイドラインにおける説明では、改訂の理由を「平時からの学校と設置者の連携不足により対応が遅れた例、事前説明不足により調査開始後保護者とトラブルになる例、重大事態調査報告書から、事実関係の認定や再発防止策が読み取れない例等が存在している」ことをあげてい

¹石巻専修大学人間学部人間教育学科

る。

その一例として、上記第28条1項の「事実関係を明確にするための調査」についてのとらえ方が、事実関係だけでなく、因果関係の特定を急ぐ事例が見られる。特に、重大事態調査第二のいじめによる不登校については、因果関係の是非を重点的に調査しようとしている状況が見られると説明されている。これは、「重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする」³ことが第28条の趣旨であると考えられるが、因果関係を明らかにしてから重大事態の調査を開始するというとらえ方が学校や教師、教育委員会に見られたのである。

本稿で取り上げるいじめ裁判の事例（横浜地方裁判所 令和5年3月24日判決）は、いじめ重大事態調査懈怠をめぐるものであり、重大事態の調査の考え方や取り組みについて具体的に教えてくれる。判決の時期から考えると2024年のガイドラインの内容改定に影響を与えた判決だと考えられる。学校・教師は重大事態の調査についてどのように考えていくべきなのか、本判決を通して具体的に学ぶことができる。

最高裁の判例では、学校と教師には、児童生徒の人格権と生存権を保障する債務、すなわち安全配慮義務（あるいは安全注意義務）があると説明してきた。「学校の教師は、学校における教育活動により生ずるおそれのある危険から生徒を保護すべき義務を負っており、危険を伴う技術を指導する場合には、事故の発生を防止するために十分な措置を講じるべき注意義務がある⁴。」また、判決文では、この義務は、「（公立学校の教師は）学科について教育するだけではなく、学校に於ける教育活動及びこれに密接に関連する生活関係における生徒の安全を確保する義務を負うのであり、学校の支配下にある限り、生徒の生命、身体、精神及び財産等の安全を確保すべき義務」と説明されている⁵。

本稿で取り上げる判決は、いじめによる重大事態調査について、安全配慮義務の広がりとしてと

らえていく必要性を教えてくれると考える。これは、学校教師が期待される安全配慮義務について、さらに専門的な資質・能力を必要とすることに関連しており、安全配慮義務の高度化に分類することもできる。いじめ防止対策推進法による重大事態調査に関する学校・教師の対応は、子どもたちの安全安心を守る教師の安全配慮義務の認識をさらに広げ、高度化していく必要がある。

本研究は、教員養成および教員研修用として、いじめ重大事態調査懈怠の判決書を教材開発し、授業（研修）デザインを示すことで、重大事態調査について学校・教師の適切な対応が安全配慮義務であることを具体的に理解させることを目的とする。

2. 先行研究

いじめ防止対策推進法に関連する先行研究は、これまで多数の論考が発表され、研究は進んでいる。たとえば、坂田仰⁶、黒川雅子⁷、今津孝次郎⁸、永田憲史⁹などの論考については、いじめ防止対策推進法の内容や進め方などの光と影について、その可能性や課題を示してきた。また、重大事態調査について、第三者調査委員会についての現状や課題についての論考も発表されてきた¹⁰。

ところが、この法律で明示された重大事態調査開始までの学校教師の対応や取り組みについて分析した論考は少なく、家上幸子¹¹、中村豊¹²などが見られる。家上の論考は、教職員向けに行ったいじめ不登校重大事態を考えるワークショップの内容の分析である。実際の重大事態調査懈怠の裁判例をもとにして、教育法規の観点から取り組んだ実践例である。重大事態調査についての学校や教育委員会の適切な対応について、教育法学者や弁護士とともに取り組まれたものである。中村豊の論考は、重大事態調査報告書が再発防止に向けて生かされていないことを指摘するものである。

本研究は、家上の研究と重なる部分がある。しかし、本研究は、いじめ重大事態調査懈怠の民事裁判の損害賠償請求事件を安全配慮義務との関連から判決書として教材開発を行い、その事例を通して重大事態調査について学校・教師の重大事態調査開始までの適切な対応について考察し、判決

書を通して理解させていくものである。そのため具体的な授業（研修）デザインプログラムを開発する研究である。家上の研究のようにワークショップの事例実践研究ではなく、安全配慮義務との関連から教師の適切な対応を学ぶための教材開発とプログラム開発の研究である。

なお、判決書の教材や研修資料の開発に当たっては、認定された事実に対する判断や根拠を学ぶことから、争点にかかわる相互の主張はカットし、判決文に記されている「争いのない事実」と「裁判所の判断」の部分を活用している。また、特定の地域や学校、個人の情報に関わる部分は基本的に明記せず記号で記している。

3. 裁判の概要～横浜地方裁判所 令和5年3月24日判決 重大事態調査懈怠 国家賠償請求事件

本稿で紹介する判決書は、横浜地方裁判所令和5年3月24日判決である。内容は重大事態の調査懈怠についてであり、国家賠償法1条1項に基づく、国家賠償請求事件である。判決書に記された裁判の概要を参考に、下記に示す。

この裁判は、小学校の時に起立性調節障害で不登校であったX1が、転校して別の中学校に入学する。1学期は欠席もほとんどなかったが、2学期になって、不登校となってしまった。その理由について、X1の父母はいじめの事実があったと学校側に情報提供する。その情報をもとに、同中学校及びY市教育委員会は、〈1〉当該事案がいじめ防止対策推進法28条1項2号に規定される重大事態に該当するものとして、速やかに調査を開始すべきであった。ところが、本人の聴取ができず、調査の開始を長期間懈怠してしまう。一方、X1の父母は、〈2〉X1に対し学習支援等の適切な児童生徒支援を行わなかったと主張して、中学校を管理運営するY市に対し、国家賠償法1条1項に基づき、X1に生じた身体的・精神的損害について100万円の賠償金、X1父母に生じた精神的損害について各50万円の賠償金及びこれらに対する訴状送達の日翌日である令和3年1月19日から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

4. 裁判官の判断～事実認定

次に裁判官の事実認定を先述した条件のもと判決書教材として作成した。以下に示す。

(1) P中学校入学前について

ア P中学校は、平成30年1月22日、X1父から、X1が本件小学校において体調不良が原因で登校できない時期があったため、中学校への登校を心配しており、学区外であるが、P中学校に入学させたいとの要望を受けた。

イ X1母及びX1は、同年2月1日、指定地区外就学申請のためP中学校を訪問した。その際、X1母は、X1が小学校のときに起立性調節障害の診断を受け、学校に行けない時期があったことから、養護教諭との面談をしたい旨要望した。

(2) P中学校入学後、X1の出席状況等

ア X1は、同年4月にP中学校に入学した。

イ 同月9日、P中学校において職員会議が開催され、X1が起立性調節障害のある要支援生徒であることが共有され、同月以降毎週行われる学校いじめ防止対策委員会においても、X1の状況について情報共有がされた。

ウ X1は、5月に1日、6月に2日間欠席した。

エ X1は、7月2日及び3日、欠席したものの、その後夏休みに入るまでは登校した。

オ X1は、夏休み明けの8月27日から9月4日までの間6日間欠席し、同月5日から7日まで登校したものの、クラスで委員決めが行われた同日を境にして翌日（9月8日）以降、不登校の状態となった。

(3) X1父母からP中学校に対する情報提供等

ア 7月28日、X1母から、7月頃の部活動中に、X1がある生徒から「ヘタ」など嫌なことを言われたとの情報提供（以下、当該エピソードを「エピソード1」という。）があった。

イ 同年8月1日、X1母から、X1がクラスのDグループを退会させられたとの情報提供（以下、当該エピソードを「エピソード2」という。）があった。

ウ 同月23日、X1母から、クラスのDグループを退会させられた件（エピソード2）に関連して、ある生徒にX1の不登校経験を広め

- られたとの情報提供（以下、当該エピソードを「エピソード3」という。）、さらに、友人に、X1がテーマパークに行っていないことについて「貧乏なの。」と言われたとの情報提供（以下、当該エピソードを「エピソード4」という。）があった。
- エ 9月8日以後、X1は欠席するようになった。
- オ 9月10日、X1母から、委員会の委員決めの際に、X1が手を挙げていたのに無視されたとの情報提供（以下、当該エピソードを「エピソード5」という。）があった。
- カ 9月18日、X1父から、X1が定期テストの際に誰かから「来てるじゃん。」と言われたとの情報提供（以下、当該エピソードを「エピソード6」という。）、さらに、エピソード5がX1にとってダメージが大きかったとの情報提供があった。
- キ 9月21日、X1父母から、X1が委員会決めの際に無視されたこと（エピソード5）にとどめを刺された旨の情報提供があった。
- ク 9月25日、X1父から、X1がDで「ブス」と書かれたとの情報提供（以下、当該エピソードを「エピソード7」という。）があった。X1父は、これはいじめ重大事態になりかねない旨述べた。
- ケ 9月26日、X1母から、X1が、小学校の時と違い、体調ではなく、学校に行きたくない状態にあること、感受性が強く、他学年の生徒に怒っていた教諭に対しても怖いという印象を抱いていること、Dで嫌なことを書かれたことで、全て退会したこと、以上の情報提供があった。
- コ 9月27日、X1父から、エピソード5に関して、クラスで委員に手を挙げたら、司会の生徒に「休むのになぜやる？」と言わたとの追加の情報提供があった。X1父は、X1が当該エピソード等により学校全体に対してネガティブになっており、いじめとして捉え、組織として対応するべきではないかと述べた。
- サ 9月28日、P中学校のE校長は、C学校教育事務所の主任指導主事に対し、X1について、いじめ重大事態になる疑いがある旨、ただ欠席日数が30日にはなっていないため、いじめ重大事態に該当するか分らないが、該当する可能性があることから、中学校校長として通知する旨述べた。
- シ 10月11日、X1父から、X1に学校の話をしたが、拒否感が強く、年内の登校は無理かもしれない、学校全般に対する拒否感があるとの情報提供があり、同月16日、X1母から、小学校の時と異なり、X1の体調が悪いのではなく、学校に行きたくないと言っているとの情報提供があった。
- ス 10月22日、C学校教育事務所は、X1父が、X1の欠席日数が30日を超えていることから、いじめ重大事態として学校の対応策の提示を求めていることを把握した。
- セ 11月8日、X1母から、ある生徒が、小学校の時の教職員から、本件小学校の子供は金持ちで頭が良いと言われたことがあったという話をした流れで、X1が「お前もそうなんだろう。」と言われた際、他の生徒に、「バカはF小（P中学校の学区内の、本件小学校とは別の小学校）だよ。」と言われ、X1がバカだという趣旨の発言がされたとの情報提供（以下、当該エピソードを「エピソード8」という。）、X1がD上で嫌なことを色々と言われているとの情報提供があった。
- ソ 11月22日、C学校教育事務所は、P中学校に対し、いじめ重大事態調査の説明を行った。
- タ 11月29日、E校長は、X1父に対し、いじめの調査に時間を要している理由について、個々の事案の時期や具体的内容が把握しにくいことやX1母に調査・対応を拒絶され、初期対応が遅れたことなど、教職員の信頼関係構築に時間がかかったことが一番の理由であるとし、他には担任、主任教諭の経験不足、学年組織での情報共有、組織対応の弱さがあるなどと説明するとともに、X1父に対し、X1父母が申し出てきた事実について明らかになっている点と不明点を記載した一覧表を交付し、X1父母で協力して、当該一覧表のうち不明点について明らかにすることを求めた。そして、E校長は、当該一覧表の不明点

が明らかになり次第、調査、対応を行うと伝えたと、X1 父は了承した。

一方、11 月 30 日には、X1 父から P 中学校に電話があり、X1 母が、一覧表について今更まとめても意味がないと述べているとも伝えられた。

チ 12 月 12 日、X1 母から、X1 が美術部の横断幕を作成中に自分が塗ったところを塗り直され、ショックを受けているとの情報提供（以下、当該エピソードを「エピソード 9」という。）があった。

(4) X1 父と P 中学校による定例会

ア 12 月 14 日、X1 父、P 中学校の E 校長、副校長、学年主任、専任が参加し、第 1 回目の定例会が開かれた。その際、P 中学校は、同時点でいじめの調査を行うことは困難であることから、X1 の学習支援と登校支援に重点を置く旨伝えた。

イ その後、翌年 1 月 10 日、1 月 28 日、2 月 15 日にも定例会が開かれた。

(5) 2 月以降の X1 父母による申出等

ア 2 月 27 日、X1 母から、P 中学校に対し、「学校からいじめ重大事態に関する回答がない。」との連絡があり、同日、X1 父から、Y 市教育委員会に対し、いじめ重大事態の対応に不満がある旨の申出があった。

イ 3 月 5 日、X1 母から、X1 が同級生に欠席した際のノートを貸してほしいと言ったところ、嫌だと断られ、無視されたり、「うざい」と言われ、また、別の同級生に「うざい」「死ね」と言われたとの情報提供（以下、当該エピソードを「エピソード 10」という。）があった。

ウ 3 月 8 日、Y 市教育委員会事務局が X1 父に対し、いじめ重大事態調査の説明を行うとともに、法 24 条に基づく学校の設置者による措置（以下「教育委員会による調査」という。）について説明した。

エ 3 月 15 日、X1 父は、Y 市教育委員会に対し、教育委員会による調査を希望し、4 月 11 日、再度、X1 父の意思確認がされた。

(6) 教育委員会による調査の開始

ア 4 月 17 日、Y 市教育委員会は、外部専門家

2 名を加え、教育委員会による調査を開始した。

イ 5 月 7 日、外部専門家が X1 父の聞き取り調査を行い、X1 がいじめとして申し出ている内容、行為者等を具体的に確認してまとめてほしいと伝えるとともに、いじめ重大事態調査を希望すれば同調査も可能である旨伝えた。

ウ 6 月 12 日、X1 父は、Y 市教育委員会に対し、いじめ重大事態調査を希望する旨申し出た。

エ 7 月 29 日、外部専門家と X1 父との面談が行われ、X1 父から、X1 母から聞き取った内容が加筆された一覧表が提出された。

(7) いじめ重大事態調査の開始

ア 8 月 8 日、いじめ防止対策委員会に、教育委員会による調査と同じ外部専門家 2 名及び Y 市教育委員会事務局職員 2 名を加えた委員会（以下「本件調査委員会」という。）によって、法 28 条に基づき、いじめ重大事態調査が開始された。

イ 翌年 5 月 28 日、「いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の調査報告書」をまとめ、エピソード 1 ないし 10 に係る申出があったとしながらも、法 2 条 1 項の「いじめ」に該当すると認定できるものは、X1 がクラスの SNS グループから退会させられたこと（エピソード 2）のみであるとした。

(8) P 中学校が X1 に行った支援等

ア P 中学校は、X1 が欠席するようになった後、X1 の習熟度に合わせて独自に作成した学習のプリント等を届けたり、家庭訪問を行った。

イ X1 父は、平成 31 年 2 月から、X1 についてハートフルスペース（不登校状態にある児童生徒に対して、自己肯定感と相互の信頼関係を育み、社会的自立に向けた相談・指導を行う施設）への通室を検討するようになり、X1 は、同年 2 月に同施設で面接を経て、通室を開始した。その後、令和 2 年 5 月時点において、X1 は、ハートフルルーム（不登校状態にある児童生徒に対して、基本的な生活習慣の確立、基礎学力の補充、学校生活への適応

等を図り、社会的自立に向けた相談や支援を行う施設)に通室している。

ウ P 中学校は、X1 がハートフルルームへの通室後も、X1 父を通して、X1 の希望に応じ、独自に作成した学習プリント等を届けたり、X1 の要望に応じてハートフルルームや家庭で定期テストを実施したりしている。

5. 裁判官の判断—争点(いじめ重大事態調査の懈怠の有無及び国家賠償法上の違法性の有無)

次に、本判決における争点の一つに焦点化して裁判官の判断を示す。

(1) 法 28 条 1 項 2 号の要件解釈について

ア 法は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的としている(1条)。

そして、文部科学大臣は、法 11 条を受け、「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定。平成 29 年 3 月 14 日に改定されている。以下、改定後のものを含め「文部科学大臣基本方針」という。)を定め、いじめ重大事態への対処に関し学校の設置者又は学校による調査の方法や留意事項等について示している。また、文部科学省初等中等教育局は、平成 28 年 3 月、文部科学大臣基本方針の策定を受け、法 28 条 1 項 2 号の不登校重大事態について、「不登校重大事態に係る調査の指針」(以下「調査の指針」という。)を定めた。

しかしながら、文部科学大臣基本方針や調査の指針が策定された後も、学校の設置者又は学校において、いじめの重大事態が発生し

ているにもかかわらず、法、文部科学大臣基本方針及び調査の指針に基づく対応が行われないなどの不適切な対応があり、児童生徒に深刻な被害を与えたり、保護者等に対して大きな不信を与えたりした事案が発生したことなどを踏まえ、文部科学省は、平成 29 年 3 月、法 28 条 1 項のいじめ重大事態への対応について、学校の設置者及び学校における法、文部科学大臣基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を定めた。

さらに、法 12 条は、地方公共団体に「地方いじめ防止基本方針」を定めるよう努める義務を課しており、同条に基づき、被告は、平成 25 年 12 月に「Y 市いじめ防止基本方針」(なお、平成 29 年 10 月に改定されている。以下、改定後のものを含め「Y 市基本方針」という。)を定め、その後、Y 市教育委員会いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会がまとめた「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」に基づき、平成 29 年 10 月、Y 市基本方針を改定している。

イ 「相当の期間」の学校の欠席について

文部科学大臣基本方針、調査の指針、ガイドライン及び Y 市基本方針によれば、法 28 条 1 項 2 号における「相当の期間」とは、年間 30 日が目安とされており、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要であるとされている。

ウ 「その欠席がいじめにより余儀なくされている疑いがあると認めるとき」について

被告は、法 28 条 1 項 2 号は、いじめと欠席との間の因果関係があることが要求されており、具体的には、客観的事情が具体化された行為において、児童等が通常不登校を選択してもやむを得ないといえるかで判断すべきであると主張する。しかし、同号は、「いじめにより…児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と規定しているのであるから、いじめ

と欠席との間に因果関係があるとの「疑い」があれば、当該要件は認められるものと解するのが相当である。

なお、文部科学大臣基本方針、調査の指針、ガイドライン及びY市基本方針によれば、「認める」とは、「考える」ないし「判断する」の意であり、「確認する」「肯認する」の意ではないことから、学校又は学校の設置者が、いじめがあったと確認したり、いじめと重大事態の間の因果関係を肯定したりしていないとしても、学校又は設置者がいじめ重大事態として捉える場合があり、調査の結果、いじめが確認されなかったり、いじめにより重大被害が発生したわけではないという結論に至ったりすることもあり得ること、いじめ重大事態調査は、事実関係が確定した段階で行うのではなく、「疑い」が生じた段階で速やかに調査を開始しなければならないこと、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たることとされている。そして、Y市基本方針によれば、法28条1項の「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることであり、その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきであるとされていることに鑑みれば、法28条1項2号の要件該当性を判断する上で、因果関係の有無の判断を厳格に認定することは求められていないと解するのが相当である。

エ 要件解釈に係る被告のその他の主張について

被告は、上記ウの要件該当性の判断においては、専門的判断を伴うことから裁量が認め

られ、社会通念上著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を超え又は裁量権を濫用してされたと認められる場合に限り、違法であると判断すべきであるとか、学校の設置者又はその設置する学校には、いじめ重大事態調査を行うに当たって、実施・不実施の判断やその時期、方法について効果裁量があり、かかる効果裁量について社会通念上著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を超え又は裁量権を濫用してされたと認められる場合に限り、違法であると判断すべきであると主張する。

しかしながら、そもそも、病気等合理的理由がない場合、長期間の欠席をすることはまれである上、年間30日を目安とした長期の欠席という客観的状况があり、児童生徒が緊急事態に陥っていることが容易に想定される状况であること、同号は「疑いがあると認めるとき」と規定しており、確定的な判断を待たずにいじめ重大事態調査を開始することを念頭に置いているといえることからすると、欠席といじめとの間に因果関係があるとの疑いが認められるかどうかの判断、すなわち不登校重大事態に該当するかどうかの判断において、被告が主張するような広範な裁量は認められないというべきである。

また、法は、重大事態が発生したと認められた場合には、公立学校が当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を通じて同地方公共団体の長へ、事態の発生について報告し（法30条）、学校の設置者又は学校は、速やかに、その下に組織を設け、「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする」と規定しており（法28条1項）、かかる文言からすれば、調査の実施・不実施や調査の時期の判断に裁量があることを認める趣旨ではないと解するのが相当である。したがって、実施・不実施の判断やその時期について効果裁量があることを前提とした被告の主張は採用できない。

(2) 本件における検討

ア 前記認定事実(2)、(3)によれば、〈1〉P中学校は、X1が起立性調節障害のある要支援生徒であることを共有するとともに、学校

いじめ防止対策委員会においても、同人の状況について情報共有するなど、X1 に対するいじめ発生のおそれについて認識していたこと、〈2〉P 中学校は、平成 30 年 7 月及び 8 月の時点において、X1 母から、X1 が、部活動やクラスにおいて、他の生徒からエピソード 1 ないし 3 といった心身の苦痛を感じ得る言動を受けた旨の情報提供を受けていたこと、〈3〉9 月 8 日以降、X1 が継続して欠席するようになったところ、9 月中には、X1 父母から、委員会決めの際に X1 が無視された出来事（エピソード 5）が X1 に大きな衝撃を与えたとの情報提供を受け、欠席との関連性が予測できたこと、〈4〉同じく、9 月中には、エピソード 6、7 その他 X1 が他の生徒から心身の苦痛を感じ得る言動を受けた旨の情報提供を受け、X1 父から、9 月 25 日、いじめ重大事態になりかねないと述べられ、9 月 27 日、いじめとして捉え、組織として対応するべきではないかと述べられたこと、〈5〉9 月 28 日には、E 校長が C 学校教育事務所の主任指導主事に対し、X1 について、いじめ重大事態になる疑いがあるとの報告をしたこと、〈6〉10 月 22 日には、C 学校教育事務所は、X1 父が、X1 の欠席日数が 30 日を超えているから、いじめ重大事態として学校の対応策の提示を求めていることを把握したこと、以上の事実が認められる。このように、P 中学校及び C 学校教育事務所は、平成 30 年 10 月 22 日の時点において、X1 にとって心身の苦痛を受け得る言動を他の生徒から受けていたこと（エピソード 1 ないし 7）を認識し、さらに、X1 父母から、いじめ重大事態に当たり得るとの認識を表示されていたのであるから、遅くとも同日には、「いじめにより」X1 が「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」と認める状況にあったというべきである。したがって、P 中学校及び Y 市教育委員会は、同日以降、X1 に係る重大事態の発生について、市長へ報告し（法 30 条）、重大事態の調査を開始する義務を有していたというべきであり、遅くとも 11 月中に重大事態の調査が開始されな

ければ、法 18 条 1 項の要求する「速やか」な調査を開始したとはいえないというべきである。

それにもかかわらず、被告は、平成 30 年 12 月以降も、令和元年 8 月 8 日に至るまで、法 28 条に基づく調査を開始しなかったのであるから、被告による平成 30 年 12 月以降の調査の不開始（不作為）は、法 28 条 1 項に違反するものと認められる。

イ 要件該当性判断に係る被告の主張について
被告は、本件において令和元年 7 月 29 日に法 28 条 1 項 2 号の要件を満たしたものと判断したことについて、社会通念上著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を超え又は裁量権を濫用してされたと認められる事情はないと主張するが、かかる主張は次のとおり採用することはできない。

（ア）上記アのとおり、遅くとも、平成 30 年 10 月 22 日時点において、Y 市教育委員会及び P 中学校は、X1 がいじめにより相当の期間の欠席を余儀なくされていることについて認識し得たといえるのであるから、むしろ、法 28 条 1 項に基づいて調査を行うことによって、事実関係を明確にするべきなのであって、この時点で、申出に係る行為者、時期、頻度、周囲への影響、行為者との関係性等の状況の詳細が確認できず、それ以上調査することが困難であるから、法 28 条 1 項 2 号の要件を満たすと判断することができなかったとの主張は本末転倒である。

（イ）被告は、X1 が本件小学校在学中に起立性調節障害を発症し、度々体調不良を原因に欠席していたことや X1 が不安やプレッシャーで体調を崩しやすいことを把握していたこと、X1 母が X1 の前で「兄より出来が悪く、頭が悪い。勉強は全くできない。ダメな子。」などと述べ、X1 父母の言動による心理的な影響が X1 に体調不良という形で現れている可能性があることなどを指摘し、いじめ以外の原因で長期欠席に至っている可能性が相当程度認められていたと主張する。

確かに、被告が指摘する事情により、X1 が長期欠席に至っている可能性がないとはい

えないものの、P中学校及びY市教育委員会が、X1父母から、各エピソードやX1は体調が悪いのではなく学校に行きたくないと言っているとの情報提供を受けていたこと、さらに、X1父母からいじめ重大事態に該当するのではとの指摘を受けていたこと、これらの事情を併せ考慮すると、X1がいじめにより相当の期間学校の欠席を余儀なくされている疑いがあったと認められるから、被告が指摘する別の可能性があることは、法28条1項に基づくいじめ重大事態調査の開始を妨げる理由にはならないというべきである。

ウ 調査の実施・不実施、時期、方法の判断に係る被告の主張について

被告は、実施・不実施の判断やその時期、方法について、社会通念上著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を超え又は裁量権を濫用してされたと認められる事情はないと主張する。

しかしながら、実施・不実施の判断やその時期について裁量があることを前提とした被告の主張は採用できないことは上記説示のとおりであるから、被告が本件においていじめ重大事態調査の開始を令和元年8月8日まで遅らせたことが法に違反するとの認定を左右するものではない。

なお、Y市基本方針によれば、当該児童生徒、保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、学校及び学校の設置者が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することが必要であり、当該児童生徒や保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部的に明らかにしないまま行うことも可能であるから、学校及び学校の設置者は、当該児童生徒、保護者の意向を的確に把握し、調査を進めること、いじめられた児童生徒からの聴取が不可能な場合でも、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手するべきであり、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等が行われることが求められるとされていることに照らしても、P中学校及びY市

教育委員会は、原告らに対して、法28条1項に基づく調査について十分に説明し、方法等について協議した上でその意向を確認すべきであったといえる。そうすると、X1に対する調査の意向確認ができていなかった、X1父母の調査に対する方向性等の違いがあったなどの事情があったとしても、原告らに対して、十分な説明、協議を行わないまま、P中学校による調査(X1父母に対する確認、アンケート)を行っただけにすぎない本件においては、法28条1項に違反したとの評価は免れないというべきである。

(3) 権利侵害の有無

ア 以上のとおり、P中学校及びY市教育委員会は、法28条1項に違反して、調査を約8か月もの間懈怠しており、これにより、X1の法に基づく適切な調査を受け、不登校状態から学校へ復帰するための支援を受ける利益を侵害しているのであるから、被告は、職務上の義務に違反し、国家賠償法1条1項の適用上違法があったと認めるのが相当である。

イ 被告は、法の目的からすれば、法は、公法上の義務を規定したものであって、地方公共団体と生徒・保護者との間で具体的な権利義務を形成するなどの法的効果を生ずるものではないなどと主張する。

しかし、平成25年6月の法の制定にかかわらず、学校及び学校の設置者は、在籍する児童等の生命、身体等の安全につき安全配慮義務を負っていると解すべきであること、法は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめ防止等のための対策を推進するために、各条項を定めていることからすれば、既にいじめ重大事態に陥っていると疑われる児童等が法に従った保護を受けることが単に反射的利益に留まると解するのは相当ではない。したがって、学校及び学校の設置者が、被害申告等により児童生徒に係るいじめ重大事態の発生を認識した場合には、法に照

らし、事実関係を明確にするため調査し、児童生徒の学校復帰の支援等の措置を講じるべき義務を負うと解するのが相当である。

よって、上記で認定した事実関係の下において、P中学校及びY市教育委員会は、法28条1項に基づくいじめ重大事態調査を開始すべき職務上の義務に違反し、X1の法律上保護される利益を侵害したというべきである。

(4) 小括

以上から、被告は、X1に対し、いじめ重大事態の調査懈怠について国家賠償法1条1項に基づき損害賠償責任を負うと認められる。

6. 授業デザイン

次に、本判決書プログラム教材をもとに、教員養成の授業、教員研修の授業デザインを開発した。以下の通りである。

【導入】

・みなさんは、教師として、転入生を受け持った経験があると思います。自分のクラスに転入生がある場合、どのような配慮や対応をしますか。(保護者と面談して状況を聞いたり、送られてくる指導要録などでどのような児童生徒かを理解する。)

・もし、その転入生が前の学校では起立性調節障害のために朝起きられず、不登校であったという情報を聞いたら、どのような配慮や対応をしますか。

(保護者と面談し、状況を聞く。)

(学校内で情報を共有し、学年や生徒指導等と連携しながらの対応を準備しておく。)

・(本日のテーマ) いじめとの因果関係が不明な中、不登校が続く生徒に対して、学校・教師はどのようなことに留意して対応していくべきなのか、判決書の事例を読んで、学んでいきましょう。

【展開1】

・「横浜地方裁判所令和5年3月24日判決」の「裁判官の事実認定」のコマで読んで、もし自分がX1のクラス担任であったら、どのような対応

をするか。

・判決書を読む。

・(グループで意見交流→発表)

(いじめ重大事態に関連するので、管理職・生徒指導部に連絡し、教育委員会に報告するよう求める。)

(保護者が情報提供したことがはたして事実なのかを、生徒たちから事情を聴く。)

(X1の家を家庭訪問し、X1にいじめの事実があったのかを確認する。)

・全体でどうすべきなのか、発表内容を確認し、意見交換する。

【展開2】

・生徒たちからの事実関係についての調査においてもいじめなのかはつきりしない、本人への面談について、受け入れてもらえない場合、あなたは担任としてどのような対応をしたらよいのだろうか。

(グループで意見交流→発表)

*さまざまな意見をもとにどのような対応すべきなのか、検討する。

【展開3】

・「横浜地方裁判所令和5年3月24日判決」の「裁判官の事実認定」のサ以降を読んでみよう。学校・教育委員会の対応はこれで良かったのだろうか。X1およびその父母は、調査懈怠であるとして裁判に訴えた。裁判官はどのように判断すると考えるか。

・(グループで意見交流→発表)

(学校や教育委員会は適切な対応をしたので、特に問題はないと判断した。)

(さまざまな理由があるとしても、調査自体が遅れてしまった。遅れたことでX1は損害を受けることになったので、裁判官は訴えを認めたのではないか。)

(全体で意見交流をする)

・「裁判官の判断」を最初に説明する。

(被告は、X1に対し、いじめ重大事態の調査懈怠について国家賠償法1条1項に基づき損害賠償責任を負うと認められる。と判断した。)

- ・何が問題だったのだろうか。
- ・「裁判官の判断」を説明しながら読む。

【終結】

・本判決書の裁判官の判断から学校・教師が学ぶべき内容については、次のような5点が挙げられる。

- ①いじめ防止対策推進法の規定から、いじめと欠席との間に因果関係があるとの「疑い」があれば、いじめ重大事態調査を行う必要がある。
- ②いじめ重大事態調査は、「疑い」が生じた段階で速やかに調査を開始しなければならない。児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たる。
- ③重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、因果関係の特定を急ぐべきではない。因果関係の有無の判断を厳格に認定することは求められていない。
- ④不登校重大事態に該当するかどうかの判断において、広範な裁量は認められない。法は、調査の実施・不実施や調査の時期の判断に裁量があることを認める趣旨ではない。
- ⑤学校及び学校の設置者は、在籍する児童等の生命、身体等の安全につき安全配慮義務を負っている。学校及び学校の設置者が、被害申告等により児童生徒に係るいじめ重大事態の発生を認識した場合には、法に照らし、事実関係を明確にするため調査し、児童生徒の学校復帰の支援等の措置を講じるべき義務を負う。

つまり、いじめ防止対策推進法以後、いじめ重大事態調査までの対応は学校・教師の安全配慮義務の広がりを示していると考えられる。

・以上の5点を説明して、授業を終え、授業を受けて感じ考え学んだことを感想としてまとめてもらう。

5. まとめ

X1が不登校状態になったのは、2学期の9月であった。この時点で、X1の父母は、いじめに関する事実について情報提供を行い、重大事態として調査してほしい旨を学校側に伝えている。ところが、実際にいじめ重大事態の調査が始まったのは翌年の8月であった。この裁判では、学校を管理管轄する市に対して、X1の不登校に関して、いじめ重大事態の調査懈怠があると認め、国家賠償法1条1項に基づき損害賠償責任を負うと認められると判断した。

裁判官はいじめ防止対策推進法第28条1項にもとづくいじめ重大事態に関する調査について次のように私たちに教えてくれている。

①いじめ防止対策推進法28条1項2号は、「いじめにより…児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と規定しているので、いじめと欠席との間に因果関係があるとの「疑い」があれば、いじめ重大事態調査を行う必要がある。

②いじめ重大事態調査は、事実関係が確定した段階で行うのではなく、「疑い」が生じた段階で速やかに調査を開始しなければならないこと、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たる。

③いじめ防止対策推進法28条1項の「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることであり、その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきであることを理解する。

④欠席といじめとの間に因果関係があるとの疑いが認められるかどうかの判断、すなわち不登校重大事態に該当するかどうかの判断において、広範な裁量は認められない。調査の実施・不実施や調査の時期の判断に裁量があることを認める趣旨で

はないと解するのが相当であることを理解する。

⑤学校及び学校の設置者は、在籍する児童等の生命、身体等の安全につき安全配慮義務を負っている。学校及び学校の設置者が、被害申告等により児童生徒に係るいじめ重大事態の発生を認識した場合には、法に照らし、事実関係を明確にするため調査し、児童生徒の学校復帰の支援等の措置を講じるべき義務を負う。

つまり、いじめ防止対策推進法以後、いじめ重大事態調査は安全配慮義務の一つの要素として位置づけられたと考えられる。現場では、いじめによって不登校という事例が出てきた場合は、因果関係を精査するのではなく、速やかに重大事態調査について教育委員会と打ち合わせて、いじめの事実を調査していくことが求められている。

本研究では、いじめ重大事態調査開始までの学校・教師の対応について開発した判決書教材の事例をもとにして学ぶことで、安全配慮義務をより深く認識することができると考えられる。そのことは、安全配慮義務の広がりを示し、高度化に関連するものである。

本研究の課題は、そのことを実証する具体的な実践例が提示されていないことである。今後、実際の教員養成の授業や教員研修において、開発した判決書教材と授業（研修）デザインプログラムが効果的なのかどうかを分析していきたい。

<謝辞>

- ・本研究は「安全配慮義務高度化に対応した学校安全の研究－判決書教材によるプログラム開発」（科研費 22K02263 基盤研究C 研究代表者新福悦郎）の成果の一部です。
- ・本研究は、石巻専修大学国内研究員（令和6年度）としての成果の一つです。

<脚注>

¹ 文科省は「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について（通知）」（2024年8月30日付）において、「重大事態の発生件数は増加傾向となり、依然として法や基本方針、重大事態ガイドライン等に沿った対応ができていなかったために、児童生徒に深刻な被害を与える事態が発生している状況」であると改訂の理由を説明している。

² 文部科学省通知「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について」2024年8月30日付

³ 横浜地方裁判所 令和5年3月24日判決 重大事態調査懈怠 国家賠償請求事件における裁判官の判断

⁴ 最高裁第二小判昭和62年6月『判例時報』1232号100頁より

⁵ 鹿沼いじめ自殺訴訟控訴審判決 東京高判平成19年3月28日『判例時報』1963号44頁より

⁶ 坂田仰「いじめ防止対策推進法の学校現場への浸透と課題－A市における教員の認識を中心に－」日本女子大学教職教育開発センター年報7号27-34, 2021

⁷ 黒川雅子「いじめ問題への対応に見るいじめ防止対策推進法の影響」学習院大学教育学・教育実践論叢（11）33-42, 2024-03

⁸ 今津孝次郎『『学校いじめ』のメカニズムと危機管理：『いじめ防止対策推進法』の光と影』黎明書房2024

⁹ 永田憲史『いじめ防止対策推進法の重大事態の研究』関西大学出版部2024

¹⁰ 嶋崎 政男, 小野田 正利「対談 いじめ重大事態調査の困難さと、保護者間の対立の深刻化」『季刊教育法』215号50-63, 2022-12、

山岸 利次「第三者委員会によるいじめ調査のあり方について：矢巾町いじめ調査の経験を踏まえて」『季刊教育法』197号48-55, 2018-06

玉野 まりこ「いじめ重大事態の不登校事案への対応と第三者委員会のあり方」『季刊教育法』197, 64-71, 2018-06

木下 裕一「第三者委員会における「いじめ」の事実認定の方法と限界」『季刊教育法』197号, 36-41, 2018-06

¹¹ 家上幸子「教職員のための教育法規 2023：いじめ不登校重大事態を考える：教職教育開発センターワークショップ（1）」日本女子大学教職教育開発センター年報 / 日本女子大学教職教育開発センター 編（10）73-79, 2023

¹² 中村豊「いじめ防止対策推進法に係るいじめ重大事態調査報告書の課題」関西教育学会年報 / 関西教育学会 編（46）112-116, 2022

<参考文献>

- ・梅野正信『教育管理職のための法常識講座一判決に学ぶ「いじめ」「体罰」「ネット」「虐待」「学級崩壊」への対応』上越教育大学出版会、2015
- ・新福悦郎「大川小学校津波被害訴訟高裁判決を活用した防災教育一判決書教材とフィールドワークで学ぶ教員養成の授業一」日本安全教育学会『安全教育学研

新福 悦郎

- 究』東日本大震災 10 周年特集号 61-71 2021.9
- ・新福悦郎、蜂須賀洋一、萩原和孝「安全配慮義務高度化への教員養成・教員研修用教材およびプログラムの開発—大分県立高校生熱中症死亡「求償権」判決をもとに」『石巻専修大学研究起用』36,53-61,2025.3
 - ・蜂須賀洋一、新福悦郎「判決書教材を活用した安全教育の教材開発とプログラム化」『上越教育大学研究紀要』39(2)343-353,2020.3
 - ・新福悦郎『いじめ問題関係判決書の教材開発といじめ授業—構成要素を中心に』専修大学出版、2018.12